(個別独立型用)

収入印紙

不課税

機密保持契約書

第1条 (目的)

甲および乙は、本契約にもとづく取引業務上の行為全般(見積り、提案、ノウハウおよび協議等一切の行為も含む。以下「本業務」という)が、相互の信頼によるものであることを認識すると共に、本契約に定める機密保持に関わる各条項を信義に則り誠実に履行することにより、甲乙間の公正な取引関係の維持・増進を目的とする。

第2条 (定義)

本契約において機密情報とは、本業務の実施に際して甲または乙が相手方から入手したすべての情報をいう。

第3条 (機密の保持)

甲および乙は、前条で定める機密情報および個人情報(以下合わせて「機密情報等」という)を自己の機密情報および個人情報と同等の注意義務をもって管理し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、無断で機密情報等を第三者に対して開示、漏洩しないこと。
- (2) 事前に開示者の書面による承諾を得ずに、機密情報等を本業務以外のいかなる目的にも使用または利用しないこと。
- (3) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、乙の就業中に得た人脈と接見しないこと。

第4条 (接見)

甲は、乙を退職後も1年間は乙の就業中に得た人脈と接見することを機密保持保護の観点から禁止する。接触を行う場合は事前に乙へ報告し許可をとることとする。

第5条 (権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利または義務の 全部もしくは一部を他に譲渡してはならないものとする。

第6条 (損害賠償)

乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、自己の逸失利益を除く通常かつ実際に生じた損害でまた当該本業務にかかる対価の総額を限度に相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、天災地変その他の不可抗力により生じた損害および自己の責に起因生じた損害は含まれないものとする。

(1) 前項の損害賠償請求には、乙が、甲に対して履行を求めるために必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用等を含むものとする。

第7条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。

しかし本契約が終了した後も本契約第3条(機密の保持)、第5条(権利義務の譲渡禁止)、第6条(損害賠償)、第8条(管轄裁判所)、第9条(準拠法)の規定は、引き続き有効とする。

第8条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争は、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理する。

第9条 (準拠法)

本契約は、効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠するものとする。

第10条 (協議)

本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、発生の都度速やかに甲乙が協議のうえ円満な解決を図るものとする。

本契約成立の証として本書を作成して、甲乙各々が記名・捺印のうえ乙が保有する。

(契約締結日) 202千 年 (月 (○日

甲: 大阪府大阪市任吉区健村1-3-12

吉田大輝



乙: 宮崎市橘通東 4-1-2

ネイティブキャンプエドテック株式会社 代表取締役 峯岸 俊彦 印